

次期計画素案（たたき台）	現計画	主な変更理由
<p><b>第4章 計画の推進</b></p> <p><b>1 計画推進の手立て</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画を総合的かつ計画的に推進するため、毎年度その推進状況を把握するとともに、平成20年度に道が導入した「PDCAサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム」により、道の施策評価・事業評価により達成状況を客観的に評価します。 また、より効率的に予算の活用を図るため、選択と集中の強化、関係団体・企業との連携の強化、官民の適切な役割分担のもと、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。</li> </ul> <p><b>2 計画推進の体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道、市町村、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者及びがん患者等を含む道民は、北海道がん対策推進条例第3条に規定する基本理念に基づき、適切な役割分担の下にがん対策を一体となって推進します。</li> <li>○ 北海道におけるがん対策の推進を図るため、北海道がん対策推進条例第26条に基づく知事の附属機関として、北海道がん対策推進委員会を設置し、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条第1項に規定するがん対策の推進に関する計画の策定又は変更についての調査・審議や、知事の諮問に応じ、がん対策の推進に関する重要事項の調査・審議を行います。</li> <li>○ 道は、がん対策を実効あるものとして総合的に展開していくため、常にがん患者や家族、関係者からの意見の把握に努めるとともに、がん対策に関係するすべての関係者と連携・協力しながらがん対策に必要な施策を推進します。</li> <li>○ 北海道がん診療連携協議会は、道と連携・協力しながら拠点病院の機能向上や拠点病院等をはじめ地域の医療機関等との連携体制の構築を推進します。</li> <li>○ 市町村は、道と連携・協力しながら、がん検診などがん対策に関する住民への普及啓発等を推進します。</li> </ul>	<p><b>第4章 計画の推進</b></p> <p><b>1 計画推進の手立て</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画を総合的かつ計画的に推進するため、毎年度その推進状況を把握するとともに、平成20年度に道が導入した「PDCAサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム」により、道の施策評価・事業評価により達成状況を客観的に評価します。 また、より効率的に予算の活用を図るため、選択と集中の強化、関係団体・企業との連携の強化、官民の適切な役割分担のもと、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。</li> </ul> <p><b>2 計画推進の体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道、市町村、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者及びがん患者等を含む道民は、北海道がん対策推進条例第3条に規定する基本理念に基づき、適切な役割分担の下にがん対策を一体となって推進します。</li> <li>○ 北海道におけるがん対策の推進を図るため、北海道がん対策推進条例第26条に基づく知事の附属機関として、北海道がん対策推進委員会を設置し、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条第1項に規定するがん対策の推進に関する計画の策定又は変更についての調査・審議や、知事の諮問に応じ、がん対策の推進に関する重要事項の調査・審議を行います。</li> <li>○ 道は、がん対策を実効あるものとして総合的に展開していくため、常にがん患者や家族、関係者からの意見の把握に努めるとともに、がん対策に関係するすべての関係者と連携・協力しながらがん対策に必要な施策を推進します。</li> <li>○ 北海道がん診療連携協議会は、道と連携・協力しながら拠点病院の機能向上や拠点病院等をはじめ地域の医療機関等との連携体制の構築を推進します。</li> <li>○ 市町村は、道と連携・協力しながら、がん検診などがん対策に関する住民への普及啓発等を推進します。</li> </ul>	

- がん患者団体等は、道と連携・協力しながら相談や情報提供などがん患者や家族を支援する活動を推進します。
- がん対策の推進に関する連携協定を締結している企業は、道と連携・協力しながら、がんの予防・早期発見などがん対策に関する住民への普及啓発等を推進します。
- 道は、新興感染症の発生・まん延時や災害時等の状況に応じた適切ながん検診の提供体制や必要ながん医療の提供体制など地域の実情に応じた連携体制の構築を推進します。

### 3 推進状況の把握と評価

- 本計画の推進については、第2章の基本方針と全体目標を踏まえ、第3章の各分野別施策において、個別目標の達成に向けて取組を進めます。
- 今後6年間の推進状況を計る指標として、主な取組ごとにがん対策の評価に資する、医療やサービスの質も含めた分かりやすい指標を設定し、施策の進捗状況を把握・分析し、必要な見直しを行います。なお、3年を目途に中間評価を行うとともに公表します。
- 本計画に定める目標及び主な取組については、年度終了後速やかに推進状況を取りまとめ、評価・検討を行ったうえで、その結果を今後の事業計画とともに北海道がん対策推進委員会へ報告するとともに公表します。

### 4 他の計画との関係

- 北海道がん対策推進計画は、がん対策基本法（平成18年6月23日法律第98号）に定める都道府県計画であり、道においては「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画です。
- 計画の策定及び推進に当たっては、「北海道医療計画」「北海道健康増進計画」「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」などとの調和を図ることとします。
- 本計画は、平成27年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として採択された、「持続的な開発目標（SDGs）ゴール3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」の達成に資するものです。

- がん患者団体等は、道と連携・協力しながら相談や情報提供などがん患者や家族を支援する活動を推進します。
- がん対策の推進に関する連携協定を締結している企業は、道と連携・協力しながら、がんの予防・早期発見などがん対策に関する住民への普及啓発等を推進します。

### 3 推進状況の把握と評価

- 本計画の推進については、第2章の基本方針と全体目標を踏まえ、第3章の各分野別施策において、個別目標の達成に向けて取組を進めます。
- 今後6年間の推進状況を計る指標として、主な取組ごとにがん対策の評価に資する、医療やサービスの質も含めた分かりやすい指標を設定し、施策の進捗状況を把握・分析し、必要な見直しを行います。なお、3年を目途に中間評価を行うとともに公表します。
- 本計画に定める目標及び主な取組については、年度終了後速やかに推進状況を取りまとめ、評価・検討を行ったうえで、その結果を今後の事業計画とともに北海道がん対策推進委員会へ報告するとともに公表します。

### 4 他の計画との関係

- 北海道がん対策推進計画は、がん対策基本法（平成18年6月23日法律第98号）に定める都道府県計画であり、道においては「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画です。
- 計画の策定及び推進に当たっては、「北海道医療計画」「北海道健康増進計画」「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」などとの調和を図ることとします。
- 本計画は、平成27年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として採択された、「持続的な開発目標（SDGs）ゴール3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」の達成に資するものです。

国の基本計画を踏まえた新規追加